令和「何」年「何」月「何」日 「官署支出官　官　氏　名」殿 備考　用紙寸法は、日本産業規格Ａ列５とすること。 別紙第９号の10書式 ［書式　略］ 別紙第９号の11書式 ［書式　略］	「官署支出官　官　氏　名　㊞」 別紙第９号の７書式 ［書式　同左］ 別紙第９号の８書式 ［書式　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（歳入徴収官事務規程の一部改正）

第二条　歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（調査決定） **第三条**　［略］ ２　［略］ ３　［略］ 一　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条の二第二十三項の承認に係る電波利用料のうち、同項の金融機関が歳入徴収官等から当該電波利用料の納付に関し必要な事項について電磁的記録による通知を受け、当該事項に従い納付するもの ［二～四　略］ ４　［略］ （立替納付の場合の納付書の送付） **第十二条の二**　歳入徴収官は、財務大臣が指定する歳入金であつて各省各庁の長があらかじめ認めた本来の債務者以外の者が立て替えて納付することとされているものにつき調査決定をしたときは、直ちに前条第三項の規定に準じて作成した納付書を納入者に送付しなければならない。 （調査決定が超過した場合の納付書の送付等） **第十三条**　歳入徴収官は、第七条第一項の規定により減少額に相当する金額について調査決定をした歳入で、すでに納入告知書を発し又は納付書を送付し、且つ、収納済となつていないものについては、直ちに納入者に対し、当該納入告知書又は納付書に記載された納付すべき金額が当該調査決定後の納付すべき金額を超過している旨の通知をするとともに、第十二条第三項の規定に準じて作製した納付書を当該通知に添えて送付しなければならない。 ［２・３　略］ （納入告知書の様式等） **第二十一条の六**　［略］ ［一・一の二　略］	（調査決定） **第三条**　［同上］ ２　［同上］ ３　［同上］ 一　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条の二第二十項の承認に係る電波利用料のうち、同項の金融機関が歳入徴収官等から当該電波利用料の納付に関し必要な事項について電磁的記録による通知を受け、当該事項に従い納付するもの ［二～四　同上］ ４　［同上］ ［条を加える。］ （調査決定が超過した場合の納付書の送付等） **第十三条**　歳入徴収官は、第七条第一項の規定により減少額に相当する金額について調査決定をした歳入で、すでに納入告知書を発し又は納付書を送付し、且つ、収納済となつていないものについては、直ちに納入者に対し、当該納入告知書又は納付書に記載された納付すべき金額が当該調査決定後の納付すべき金額を超過している旨の通知をするとともに、前条第三項の規定に準じて作製した納付書を当該通知に添えて送付しなければならない。 ［２・３　同上］ （納入告知書の様式等） **第二十一条の六**　［同上］ ［一・一の二　同上］